

1 日時 令和2年(2020年度)11月11日(水) 10時30分～11時10分

2 場所 十勝総合振興局 2A会議室ほか(WEB会議にて実施)

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部会長	小林 聖恵	(帯広大谷短期大学准教授)
副部会長	谷 昌幸	(帯広畜産大学教授)
特別委員	鈴木 恵子	(鈴木徹建築設計室 一級建築士)
特別委員	富山 和也	(北見工業大学准教授)
特別委員	金子ゆかり	(有金子設計事務所 一級建築士)
特別委員	植松 秀訓	((一社)帯広観光コンベンション協会 専務理事)
特別委員	野田 敏	(根室商工会議所 専務理事)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	中上 貴恵
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	山口 将司
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	庄司 将己
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課長	田島 誠也
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	松尾 将志
根室振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	西村日出人
根室振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	沢田 拓希

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・「(仮称)鳥取複合商業施設」(釧路市)の法第6条第2項(変更)の届出について

6 議事要旨

(1) 事務局から「(仮称)鳥取複合商業施設」(釧路市)の法第6条第2項(変更)の届出について、審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境維持の観点から審議を行った。

委員から意見等は出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(主な意見)

- ・路面等の表示については誰が見ても判る表示にすべき
- ・どの駐車マスに停めても安全に店舗へ行けることが必要であるため、場内の安全性について、引き続き事業者にて検討願いたい。
- ・歩行者通路は実線のみ表示であるが、通路全体に色を塗る、或いは通路中央に線を引く等、判りやすい表示が良いのではないか。

(2) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり

(答申 (仮称)鳥取複合商業施設)

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

釧路市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。